

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正案 について

1. 背景

今般、特定の場所に掲示することを求めている書面掲示規制等のアナログ規制について、横断的に点検・見直しを行うこととなったことに伴い、自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和 6 年 4 月 30 日国土交通省令第 58 号。以下「省令」という。）が公布され、書面掲示規制を有する国土交通省所管省令について、ウェブサイトへの掲載を追加する旨定められたところ。

また、上記により、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省第 44 号。以下「運輸規則」という。）の運賃料金等の公示方法等についても、同様の改正がなされたところである。

上記を踏まえ、運輸規則の解釈等を定める「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日国自総 446 号、国自旅第 161 号、国自整 149 号。以下「解釈通達」という。）も所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

省令の施行に伴い、運輸規則のうち以下の条項で規定する「その他適切な方法」については、関係地方公共団体等のウェブサイトへの掲載など、デジタル技術を活用した方法であって、利用者の利便に資するものとする旨を解釈通達において明記するほか、所要の改正を行うこととする。

- ・ 第 4 条第 2 項第 1 号
- ・ 第 5 条第 2 項及び第 4 項
- ・ 第 6 条第 2 項第 1 号
- ・ 第 7 条第 3 項第 1 号
- ・ 第 16 条第 2 項第 1 号及び第 2 号
- ・ 第 17 条第 2 項

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 6 年 6 月 30 日

施行：公布の日